

表 10 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目              | 基準値          | 測定方法  |
|-----------------|--------------|---|
| カドミウム           | 0.003mg/L以下  | 日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法  |
| 全シアン            | 検出されないこと。    | 規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法             |
| 鉛               | 0.01mg/L以下   | 規格54に定める方法  |
| 六価クロム           | 0.05mg/L以下   | 規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。） |
| 砒素              | 0.01mg/L以下   | 規格61.2、61.3又は61.4に定める方法   |
| 総水銀             | 0.0005mg/L以下 | 公共用水域告示付表2に掲げる方法  |
| アルキル水銀          | 検出されないこと。    | 公共用水域告示付表3に掲げる方法  |
| P C B           | 検出されないこと。    | 公共用水域告示付表4に掲げる方法  |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L以下   | 日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L以下  | 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L以下  | 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法  |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L以下    | 日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下   | 日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L以下      | 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L以下  | 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| トリクロロエチレン       | 0.01mg/L以下   | 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L以下   | 日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L以下  | 日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法  |
| チウラム            | 0.006mg/L以下  | 公共用水域告示付表5に掲げる方法  |
| シマジン            | 0.003mg/L以下  | 公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法   |
| チオベンカルブ         | 0.02mg/L以下   | 公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法   |
| ベンゼン            | 0.01mg/L以下   | 日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  |
| セレン             | 0.01mg/L以下   | 規格67.2、67.3又は67.4に定める方法   |

|   |            |  |
|---|------------|--|
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/L以下   | 硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法   |
| ふっ素   | 0.8mg/L以下  | 規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注 <sup>(2)</sup> ）第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法 |
| ほう素   | 1mg/L以下    | 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法  |
| 1,4-ジオキサン   | 0.05mg/L以下 | 公共用水域告示付表8に掲げる方法   |
| 備考  |            |  |
| <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> |            |  |